

岐阜県教職員組合

団 体 交 渉 回 答 要 旨

日 時 令和5年11月16日 15:30~

会 場 1703会議室

《団体交渉次第》

1. 団体交渉の開始（15:30）
2. 高校教育課長 あいさつ
3. 岐阜県教職員組合委員長 あいさつ
4. 要望にかかる質疑
5. 団体交渉の終了（17:00）

団体交渉回答要旨

岐阜県教職員組合（令和5年11月16日）

岐阜県教育委員会

要 望 事 項	回 答
1 賃金・待遇改善に関して	
① 児童・生徒引率で施設への入場料や体験料等が必要な場合、公費負担とすること	県立学校においては、修学旅行等の引率に係る経費について、公費負担可能な経費となっております。なお、公費負担可能なものは、収支等命令者が公務の遂行に当たって真に必要な経費と認めた場合とされております。市町村立学校の場合は、県費での負担ができないため、各市町村の判断によるものと考えます。
② 業務としておこなうことに関して、教職員が自己負担することのないようにすること。そのために、公費私費の整理に関わる通知の変更をおこなうこと。 例：修学旅行・研修旅行等の保険料 修学旅行・研修旅行、その他の学校行事で入館・入場する施設の料金や体験料等 家庭訪問等の交通費	県立学校においては、ご要望の例に示されております修学旅行等の引率に係る経費について、公費負担可能な経費となっております。また、同じく例に示されております家庭訪問等の交通費も、旅費として公費負担可能な経費となっております。なお、公費負担可能なものは、収支等命令者が公務の遂行に当たって真に必要な経費と認めた場合とされております。市町村立学校の場合は、県費での負担ができないため、各市町村の判断によるものと考えます。
③ 家庭訪問や出張等の公務の際に発生した交通事故等については、損害賠償金に関する費用を公費で負担すること。	自家用車を使用して出張することができる場合は、所属長が次のいずれかに該当すると認める場合で、かつ公用車を使用することができない場合に限られます。（事前の承認制） ア 災害の発生等により緊急用務を行う場合 イ 通常の公共交通機関を利用しては公務（所属長に命じられ研修を受ける場合を含む。）の能率が著しく低下する場合 で自家用車を使用することが客観的に妥当と認められる場合 ウ 在宅勤務をする日に出張する場合 公務中の交通事故による自家用車の損害について、その損害額を公費で補てんすることは、私有財産を公費で修理することになりますので、制度導入の可否を含め、慎重に検討してまいります。
④ 教員採用に関わって、奨学金返済を援助する制度を高校・特支の教諭・養護教諭・栄養教諭・実習助手にも導入すること。	奨学金返還支援制度につきましては、令和5年度採用の小学校教諭・中学校教諭を対象として今年度より導入しております。今後、県立学校の教諭等への拡充については、検討してまいります。
⑤ 再任用・暫定再任用の給与が60歳以降減額されることが、働く意欲の減退や再任用希望者が少なくなる原因にもなっている。給与を減額することがないようにすること。	県教育委員会といたしましては、人事委員会勧告を尊重する方針に変わりはありませんので、ご理解いただきたいと思っております。
⑥ 一時金について、暫定再任用者と60歳超の定年延長該当者に大きな差がある。暫定再任用者の支給割合を60歳超の定年延長該当者と同じとすること。	

団体交渉回答要旨

岐阜県教職員組合（令和5年11月16日）

岐阜県教育委員会

要 望 事 項	回 答
2 「働き方改革」に関して	
① 出退勤時刻の記録について、管理職による教職員への不適切な指示をやめさせ、教職員が正確に出退勤時刻を記録するよう、管理職に指示・指導すること。 また、パソコンのログによる勤務時間管理をおこなうように変更すること。	校長会議等の機会を利用して正確な報告をするよう引き続き周知してまいります。 また、出退勤管理システムにつきましては、正確な勤務管理ができ、教職員の負担にならないよう検討してまいります。
② 部分休業の教員に対する「配慮」とは何か、具体的に指示することで実効性をもたせること。	部分休業を取得する時間に授業を入れない、分掌や学年等に係る業務量を、部分休業を取得する時間数に応じて考慮するなど考えられます。
③ 「部活動指針」を守るように各学校に指示すること。	各種研修会において、部活動ガイドラインについての講話を行っております。 また、令和5年6月に「岐阜県高等学校部活動ガイドライン」の一部改正について通知を出し、学校長が部活動の合理的・効率的・効果的な実現が図れるよう部活動顧問及び社会人指導者等に対して部活動運営及び指導に関わる情報等を互いに共有するよう働きかけることを示すとともに、部活動において問題等が生じた場合は組織として迅速に対応することを示しました。 今後も、部活動が持続可能なものとして、一層の充実が図られるよう周知してまいります。
④ 高校でも部活動の地域クラブ化をすすめ、その推進のため必要経費の予算化をおこなうこと。	中学校では、令和5年度より休日の部活動を地域クラブ活動に移行する国の実証事業がはじまり、令和7年度末までに、休日の部活動の地域移行を目指しています。それに伴い、本件においても、実証事業に24市町が実施しております。 高等学校の地域移行については、国の動向を注視しつつ、本県の実態に応じた部活動の在り方を検討してまいります。
⑤ 多くの都道府県で制度化されている「高齢者短時間勤務」のしくみを作ること。	定年延長が始まることにより、知事部局の動向を踏まえながら、61歳以上の教職員の方々が引き続き活躍していただけるように検討してまいります。
⑥ 持病を抱えてフルタイムで勤務することが困難な教員のために、「病気による短時間勤務」のしくみを作ること。	現状は、年次休暇や病気休暇の取得による対応以外はありませんので、取得できる休暇で対応していただくこととなります。
⑦ 各種調査などの事務作業を削減すること。	学校に作成を求めている調査などの年間調査計画を事前に周知し、負担軽減を図るとともに、教育委員会内各課において、学校宛て調査などの必要性や回数など見直しを進めています。 今後は、ICTを活用した効率的な文書の共有化を進め、調査・統計への回答の負担軽減に努めます。
⑧ 時間外勤務縮減目標の実行を促すことに加え、勤務時間記録を学校ごとに開示すること。	学校ごとの時間外在校等時間の開示はしておりませんが、各教職員の時間外や業務内容等について管理職が把握し、業務改善が行われるよう周知してまいります。
⑨ 勤務時間前後や休憩時間、学校休業日に授業や補習などはおこなわないこと。やむを得ずおこ	業務内容がPTA等の外部団体の依頼を受けて行う業務である場合には、校務としての性質を有さないものであるため、在校等時間を含めるものではないと考えております。

団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合（令和5年11月16日）

岐阜県教育委員会

要 望 事 項	回 答
<p>なう場合でも、兼職兼業を強制せず、その時間を加算して「勤務時間の上限」となるようにすること。</p>	
<p>⑩ 研修主事（主任）の配置により、教職員の研修の負担が増えることがないようにすること。 研修は自主性を重んじ、その記録を残すことを強制することがないようにすること。</p>	<p>研修主事は、校内の研修計画の立案その他の研修に関する事項について連絡調整及び指導助言に当たる主任相当職として、令和5年度より新たに職員組織に位置付けることとしています。</p>
<p>⑪ 県教育研究会への加入は任意であることを周知すること。 また、各教科その他の分科会の負担軽減をはかるように、助言すること。</p>	<p>県高等学校教育研究会への加入は任意であることを引き続き周知してまいります。 また、それぞれの分科会の実態把握に努めます。</p>
<p>⑫ 個別の支援計画・個別の教育支援・指導と評価の指導計画の提出期限が早すぎ、また何度も書き直しを求められるため、年度当初に極めて多忙となるだけでなく、児童・生徒の状況を十分に把握できないまま記述することになり、指導の実態に合わなくなる可能性がある。提出時期を繰り下げること。</p>	<p>個別の指導計画・個別の教育支援計画は、特別な支援を必要とする児童生徒一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、生活や学習上の困難を改善又は克服するための適切な指導及び必要な支援を行うために、各校において組織的に作成・運用がなされるものであり、それらの提出時期についても、各校の運用の範囲内で定められています。 県としては、適切な運用のため、各校の実態を把握し必要に応じて改善を求めてまいります。</p>
<p>3 若年層の離職・病休を防ぐために</p>	
<p>① 校長の職務である「所属職員を監督する」とは、職員が健康で職務に専念できるようにすることも含むことを周知徹底し、心身の不調な職員に対してできる限りの配慮をするとともに、病休・離職に至らないように校長に指導すること。</p>	<p>校長会議の機会を捉えて引き続き指導してまいります。</p>
<p>② 採用5年目までの早期退職者や病休者について、そのように至った様々な理由を調査し、対策に生かすこと。 ※文科省は2023年度から25年度にかけて調査研究をおこなうことになっている。</p>	<p>退職者や病休者等につきましては、その理由や経緯などを校長から報告し、状況把握をするようにしております。引き続き対応してまいります。</p>

団体交渉回答要旨

岐阜県教職員組合（令和5年11月16日）

岐阜県教育委員会

要 望 事 項	回 答
4 施設設備の充実に関して	
① 教員住宅を各地域に一定数は残すこと。	職員宿舎の管理に関することは、知事部局の所管となりますので、そちらへ要望されますようお願いいたします。
② 今後とも地球温暖化の進行が予想されることから、児童・生徒・職員を熱中症から守るとともに電力節約のため、高校・特支学校の校舎に断熱工事をおこなうこと。特に屋上や最上階の天井裏、壁面、窓などの断熱工事を早急にすすめること。 また、各教室にサーキュレーターを設置すること。	学校施設の維持保全の観点から、「岐阜県県有建物長寿命化計画」に基づき、屋上外壁等の改修工事を順次実施しておりますが、その中で防水工事に合わせ断熱工事を行うなども対応しており、引き続き学校施設の整備に努めてまいります。 サーキュレーターの設置については、令和2年度からの学校保健特別対策事業費補助金を活用し、各学校において整備を進めてきております。
③ 夏季休業前後の体育の授業や学校行事、部活動が安全におこなえるように、体育館に冷房を設置すること。	体育館へのエアコン設置については、まずは、体温調整ができない児童生徒への対応として特別支援学校において進めておりますが、一方で、体育館は冷房する空間が大きいこと、断熱性が乏しく冷房効率が低いこと等から、機器の設置や維持管理コストが高いなどの課題もあり、全国の事例等の研究など、引き続き検討を重ねてまいります。
5 定年延長に関して	
① 定年延長に関して、60歳超で校長職に留まることは役職定年制に反することから、必要最小限にとどめるようにするとともに、人数の上限を定めるなどの抑制すること。	「特定管理監督職」については、他自治体の動向等も踏まえながら運用してまいります。
② 暫定再任用短時間および定年前短時間勤務を基礎定数外とすることで、任用が容易となるようにすること。	暫定再任用短時間および定年前短時間勤務につきましては、定数外の扱いとしております。
6 ハラスメント、重大事案及び教職員の処分	
① ハラスメント防止のための施策を強化するとともに、ハラスメント事案が発生した場合、ハラスメント加害者の疑いがある教職員本人の話も入念に聴いて事実関係を確認した上で、加害者に対して適切な処分をおこなうこと。	ハラスメントの未然防止の取り組みとして、毎年5月に全県立学校においてアンガーマネジメントの職場研修や、勤務環境を良好にするための教職員間の意見交換を行っています。また、本年11月の「過労死等防止啓発月間」では、新たにすべての教職員に対し、各種ハラスメントに関する研修を弁護士による動画で配信し、ハラスメント防止に関する啓発を行う予定です。 ハラスメント行為者や第三者に対し事実関係の調査を実施する際には、客観的事実を把握することを念頭に置いて面談を行うこととしております。

団体交渉回答要旨

岐阜県教職員組合（令和5年11月16日）

岐阜県教育委員会

要 望 事 項	回 答
	懲戒処分については管理運営事項であり、交渉の対象とすることはできませんが、その必要が生じた場合には、厳正に対処します。
② ハラスメント被害者に対して、適切な配慮をおこなうよう、管理職を指導すること。	<p>管理職が所属職員からハラスメント等の相談を受けた場合に適切に対処できるよう、「相談対応マニュアル」を使って管理職等に研修を実施しています。また、令和4年度からは、新任校長研修において、弁護士を講師として、ハラスメントと疑われる発言への対応方法について、グループワークで事例研究を実施するなど、管理職に対する研修の充実を図っています。</p> <p>被害者に対しては、不利益を被らないよう配慮を行うことを管理職へ説明しておりますが、引き続き指導してまいります。</p>
③ 処分に関して、聴取された内容を処分対象者が確認して修正を求めたり、処分内容について意見を表明したりする機会が十分に与えられないため、処分の正当性が疑われる事態が起きている。処分についての手続きを定め、不公正な処分をうけることがないようにすること。	懲戒処分の決定については管理運営事項であり、交渉の対象とすることはできませんが、対象職員に対して、聴取によって事実確認を行う際には、その聴取の中で弁明を行う機会を設けております。
④ 教職員の自死などの重大事案が発生した場合は、対応や調査を当該校の管理職まかせにせず、必ず県教委が直接調査をおこない、原因の究明と再発防止の策を講ずること。 また自死の原因によらず、必ずハラスメント等防止対策審議会においても調査をおこない審議すること。 同時に、責任がある者の処罰を必ずおこなうこと。 遺族に対しては、調査結果の報告・説明を丁寧におこなうとともに、公務災害認定申請や生活について十分な支援を行うこと。	<p>教職員が自死した場合には、初動対応に関する学校への指示をはじめ事実関係の調査等について、教育委員会と学校が連携・協力しながら進めてまいります。</p> <p>調査にあたっては、自死した教職員のご遺族がどのような調査を求めているか等の意向を汲み取りつつ、丁寧に実施し、その結果は、教育長をトップとする「教職員人事管理対策会議」（事務局：教育管理課）で協議します。さらに、平成30年度に外部の有識者で構成する「岐阜県教職員ハラスメント等防止対策審議会」も設置しており、個別の事案に応じて対応してまいります。</p> <p>懲戒処分の決定については管理運営事項であり、交渉の対象とすることはできませんが、その必要が生じた場合には、厳正に対処します。</p> <p>ご遺族は自死した職員の業務内容や状況について説明を受けるべき立場にあることに十分留意し、調査結果等の説明は丁寧に行います。</p> <p>公務災害認定申請の手続等については、「公務災害該当性判断チェックシート」を作成し、公務災害の認定基準と事実関係を照らし合わせながらご遺族に説明をします。公務災害補償制度による補償内容、認定請求の手続きや流れ、必要となる書類などについて、ご遺族に十分理解していただいたうえで、認定請求の意向を確認することとし、審査が円滑に進むよう適切な支援を行います。</p>
7 その他	
① 中学生が受験の際に参考にできるように、高校・特支学校で保護者が負担する教育関連費	県立学校については、「公費・私費負担区分等ガイドライン」で、「より開かれた学校運営とする上からも、また保護者等に説明責任を果たすためにも、学校諸費にかかる徴収金や会費等の種類と徴収額及びその用途、各種会計の予算書や

団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合（令和5年11月16日）

岐阜県教育委員会

要 望 事 項	回 答
（例：学校徴収金、教科書及び副教材費、各種検定料、部活動ごとの徴収金・負担金など）を公開すること。	決算書、方針等決定に至る経緯などを当該校のホームページに掲載するなど、その説明責任と情報開示の義務を積極的に果たす必要がある。」として示しており、各学校で対応されていることと考えております。
② 中学校の校則（スタンダード・きまり等）を明文化するとともに公開することを市町村教委に促すこと。	「生徒指導提要（令和4年12月）」に「校則の在り方は、特に法令上は規定されていないもの」「社会通念上合理的と認められる範囲において、教育目標の実現という観点から校長が定めるもの」とあります。何のために設けたきまりなのかを、教職員が十分理解し、児童生徒が自主的に守るよう指導していくことが大切だと考えています。 岐阜県では、令和3年6月8日付け事務連絡「校則の見直し等に関する取組事例について」（文部科学省）を受け、令和3年6月18日付け学安第223号「校則の見直し等に関する取組事例の周知について（依頼）」において依頼した、「学校や地域の実態に応じて、児童生徒及び保護者、地域の方々の意見を聴取しながら、積極的に見直しが行われる」ことを、今後も引き続き、市町村教育委員会に依頼していきます。
③ 任用期間前に教育事務所や学校等に任用予定者を来させる場合は、労災保険に加入するとともに交通費を支給すること。 また、オンラインでの出席も認めるようにすること。	任用期間前の場合は、労災保険や交通費の支給対象にはなりません。
④ 生徒の熱中症対策のため、制服着用での登下校をやめさせ、気温に即した服装での登下校を促すこと。	「熱中症対策ガイドライン」及び「学校教育活動における熱中症予防対策について（R5.8.1改定）」に基づき、熱中症対策を講じるよう、引き続き市町村教育委員会を通じて各学校に依頼してまいります。
⑤ 愛知県がマークシートでの入学試験を採用したことなどを参考にして、県立学校教職員の入試作業の軽減を一層すすめること。	令和6年度入学者選抜より、学力検査問題の採点にデジタル採点システムを導入します。これにより、選択式の問題については、AIによる自動採点が適用されるなど、教職員の負担軽減を図ります。 また、出願者から高等学校へのWEBを利用した願書の提出、中学校から高等学校への調査書の電子送信、入学考査料の電子納付を一体的に行う入試業務のDX化を進め、教職員の負担軽減に一層努めてまいります。
⑥ 情報を専門に担当する教員の採用を増やすこと。	普通科高校において「情報」を担当する教員を確保するため、平成31年度から情報科専属の教員を採用しております。今後も各学校の状況を踏まえ、情報科の採用について検討してまいります。